・取得の方法
指名競争入札による買入
・取得の相手方
㈱大一事務機（原町区）

質疑 金額はパソコン購入のみの価格なのか、導入後のセットアップやソフトウェアのインストールの業者対応まで含んだ価格なのか伺う。

答弁 パソコン購入のみの価格であり、セットアップ等については情報政策係の市職員が実施する。

審査の結果、原案通り可決。

○財産の取得について㊀
・取得する動産及び数量
消防ポンプ自動車　1台
消防水槽付ポンプ自動車　1台
・取得金額　4千735万円
・取得の方法
指名競争入札による買入
・取得の相手方
福島消防資材㈱（福島県福島市）

質疑 市全体から見た更新状況について伺う。

答弁 消防車両は全部で97台あり、更新基準は15年以上経過または走行距離15万km以上である。距離基準超えはないが、15年以上経過している車両は54台あり、定期的に更新していきたい。

審査の結果、原案通り可決。

○南相馬市介護保険条例の一部を改正する条例制定について㊁
【主な内容】
1　改正概要

本来保険料額（条例第4条第1項第1～3号）	軽減後保険料・改正前（現行）（条例第4条第2項）	軽減後保険料・改正後（令和元年度）（条例第4条第2～4項）
第1段階　35,900円（基準額71,800円×0.5）	第1段階　32,300円（基準額×0.45）	第1段階　26,900円（基準額×0.375）
第2段階　53,800円（基準額×0.75）	－	第2段階　44,800円（基準額×0.625）
第3段階　53,800円（基準額×0.75）	－	第3段階　52,000円（基準額×0.725）

2　施行日：公布の日（平成31年4月1日適用）

質疑 10月から消費税率が10％に引き上げることが決められているものの、参議院議員選挙の結果によっては、消費税を引き上げないということになる可能性があるわけだが、引き上げにならなかったときはどうなるのか伺う。

答弁 消費税に関しては、いろいろと議論がなされているが、国の法律に基づいて、行っているものであり、消費税率は10月から税率を上げるという政府の答弁もあることから、それに基づいて実施する。

審査の結果、原案通り可決。

○南相馬市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定について㊁
【主な内容】
1　改正概要
南相馬市立総合病院附属小高診療所を設置するもの。
2　小高診療所の概要
○施設の名称
南相馬市立総合病院附属小高診療所
○施設の位置
南相馬市小高区小高字金谷前84番地
○診療科目：内科、外科
3　施行日：
令和元年8月1日

質疑 市立小高病院で今診療しているが、今後は小高病院を診療所にするような形になる。しかし、小高病院は今回の条例では残していくということになる。これは重複するような形になり、条例上、地方自治法上問題ないのか伺う。

答弁 このタイミングで小高病院を廃止すると、小高病院の許可病床が0床になってしまうこともあり、小高病院の許可病床を病床移管までキープしておかなくてはならない。今回小高病院は廃止せずに残すという取り扱いについては、県及び国との協議は整っており、法令上は問題ない。

質疑 市長公約の部分も含めて市民に有床病床と言っているが、それが約5年も10年もかかって難しくてできませんでしたとなると、「何だったの」という話になることから、ある程度のめど、目標を明確に示す必要性について伺う。

答弁 現時点で、実施する時期を示すことは困難だと考えている。実施に当たって、医師確保などの条件整備が必要なこと、さらには、実施する際には施設の関係の考え方も整理しなければならないということから、年度内には一定の時期的な日程を示せるように努めていきたいと考えている。

質疑終了後、委員から反対討論があり、賛成討論を踏まえ採決の結果、賛成多数で本案は原案の通り可決。

○令和元年度南相馬市病院事業会計補正予算について㊁

質疑 移転先となる小高保健福祉センター内の小高診療所処置室にナースコールを設置する予定だが、現在の外来診療においても、このナースコールは設置されていたのか伺う。

答弁 市立小高病院の外来診療棟において、休養室に処置ベッドを置いて点滴などの対応をしているが、診察室とベッドの位置が離れているところでは、現在も簡易的なワイヤレス式のナースコールを設置しており、それを小高診療所に持っていく。

質疑 市立小高病院から小高診療所へ移転しても、現在使用している医療機器は使えるのか伺う。

答弁 今現在、市立小高病院で使っているエコーなり、心電図計といったものは全て持ち込み、新たに取得する医療機器は今のところ考えていない。

質疑終了後、委員から反対討論があり、賛成討論を踏まえ採決の結果、賛成多数で本案は原案の通り可決。

○相馬地方広域市町村圏組合規約の変更に関する協議について㊁
【主な内容】
1　改正内容
相馬地方における地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）を行う基幹相談支援センターの設置に伴い、共同処理事務、事務負担金の規定を新たに加えるもの。
2　施行日：福島県知事の許可のあった日から施行

質疑 相馬地方広域市町村圏組合で実施するということだが、本来は自治体ごとに設置するものだと思う。何に基づくものなのか伺う。

答弁 基幹相談支援センターについては、福島県が主体となり各圏域、相馬市、新地町、飯館村、南相馬市の4市町村で協議を進めてきた。当初、1自治体の中で運営してはどうかという議論もあったが、広域で支援することにより、障がい者の方が十分にその恩恵を受けられるということから、相馬地方広域市町村圏組合の運営ということで協議決定された。

質疑 実施方法について、どの程度の人数の方がそのセンターで対応するのか伺う。

答弁 管理者1名、相談員2名、事務員が1名の計4名の体制ということで現在協議を進めている。この相談員については、社会福祉士、または精神保健福祉士等になる。

質疑 全体でどのぐらいの予算が必要になるのか伺う。

答弁 4名の方の採用と事務費をあわせて、当初は2千750万円ほど必要になると積算をされている。

質疑 均等割、人口割に加えて、施設の性格上だと思うが、100分の20の障がい者割がある。どのような考えでこの割合になったのか伺う。

答弁 障がい者割の100分の20は、近隣の基幹相談支援センターを確認しながら福島県の指導のもとに設定している。

今後の考え方だが、利用割とか実施されている自治体もあり、いろいろな方面から本当に適正な負担割合がどのようなものなのかということも、今後検討が必要と捉えている。

審査の結果、原案通り可決。

○財産の取得について㊀
・取得の目的
令和元年度被災地域農業復興総合支援事業農業用機械購入その1
・取得する動産及び数量
自脱型コンバイン　外
・取得金額
4億5千682万円
・取得の方法
指名競争入札による買入
・取得の相手方
㈱南東北クボタ　原町営業所（原町区）

質疑 福島再生加速化交付金を使った令和2年度まで予定されている事業だが、営農再開の目標の3千80ヘクタールに対して、今回の農業器具・機械取得によっての進捗を伺う。

答弁 平成30年度までの実績については1千395ヘクタールとなっている。今回導入する機械等を貸与する予定の24組織により、1千749ヘクタールで約57％の進捗となる見込みであり、計画の最終年である5年後には、この面積が達成できるよう支援していく。

質疑 機械等を1回借りた地域では、二度と借り受けが出来ない対応だが、組織が規模拡大や新たな作物の生産が生まれた場合の貸与について伺う。

答弁 令和2年度以降の制度設計の検討を国で行っており、推移を注視しながら事業の組み立て方、要望のあり方等について、県と協議しながら検討をすすめていく。

審査の結果、原案通り可決。

人事関係

質疑 改正する条例ごとに一件ずつ議案として上程するべきでないか伺う。

答弁 目的が同じ条例が複数あるときは、一括で改正する条例案として審議された経過がある。今後も一括で改正案として提出していく。

○人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
大谷（おおたに）　裕子（ゆうこ）（鹿島区）再任
西山（にしやま）　健司（けんじ）（原町区）新任
邊見（へんみ）　直子（なおこ）（原町区）再任